

内閣総理大臣

山田 久

逓送大臣

森 安實

大正十一年の正月一日（即ち三十日）迄の施行する。

この命令は、附則第一項の五号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

訓

示する大正十一年の正月一日迄の施行する。

附則第一項の五号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

二条の二第一項第一号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

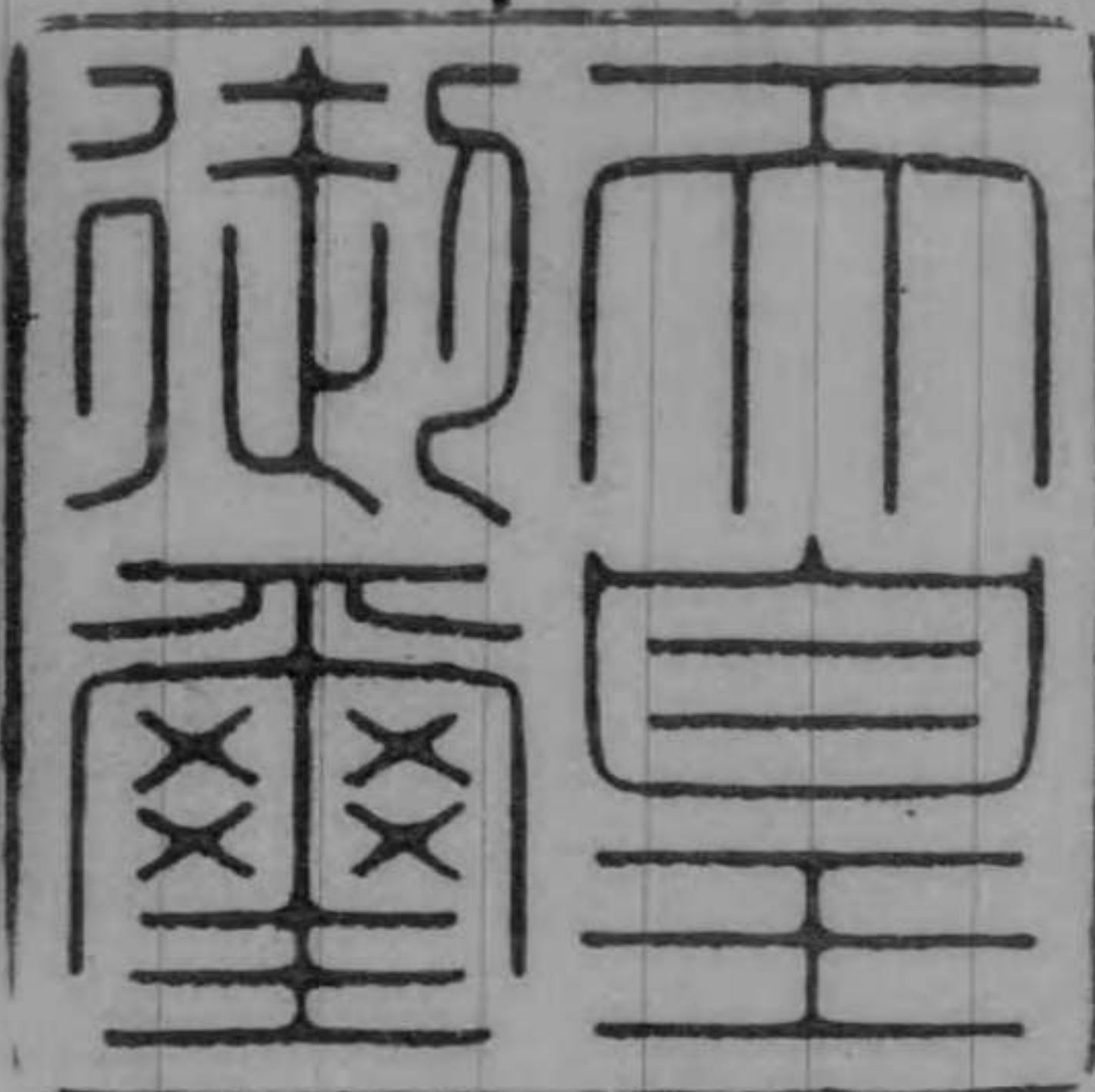
附則第一項の五号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

二条の二第一項第一号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

附則第一項の五号の事項（即ち三十日）迄の施行する。

東海道新幹線鉄道における列車運行の
安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の
施行期日を定める政令をここに公布する。

裕仁



夕

月

昭和三十九年八月三十一日

内閣総理大臣

池田勇作

政令第 二百八十七号

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の施行期日を定める政令

内閣は、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の施行期日は、昭和三十九年十月一日とする。

法務大臣 高橋 亨

運輸大臣 松浦 周之助

内閣総理大臣 池田 勇作

省 輸 運